

出店者の方へ

- 現場で調理(加熱、調理、注ぎ分けなど)を行う場合は、岡山県が発行した許可証で、営業所所在地に「県内一円」もしくは「県下一円(岡山市・倉敷市を除く)」と記載されたものが必要です。
- 許可証の営業所所在地の欄に住所が書かれている場合は、固定店舗の営業許可証となり、現場での調理はできません。
- 固定店舗で製造されたものを現場で販売のみ行うことは可能です。(固定店舗では製造するものに応じた営業許可が必要です。)
- 「県内一円」の許可の取得、ご相談、質問は、備中保健所(電話086-434-7026)または備中保健所井笠支所(0865-69-1671 木尾)までご相談ください。

許可証の申請費用

2日以上3か月以内有効の許可証： ¥8500

5年有効の許可証： ¥17000

申請場所： 岡山県備中保健所井笠支所(笠岡市)

保険については移動販売先(海の校舎)でも適用される保険かどうかご自身が入られている保険の内容を確認いただき、もしも店舗での提供のみ適用される保険の場合は新たな保険に入っていたりか、ご加入の保険に追加していただくなどのお手続きをお願いいたします。